

○議案第 60 号 守口市手数料条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、屋外広告物法に定める屋外広告物の許可事務等について、大阪府からの事務移譲を受けることから、当該許可等に係る手数料を定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、移譲後の事務の円滑かつ適正な執行にあたり、先行して事務移譲を受けた他市の事例を参考に、職員に対する研修の実施などを行うとともに、市民・事業者への十分な周知にも努められたいこと。また、今後整備が予定されている豊秀松月線などにおいて、魅力ある景観の創出に向けた市独自の規制のあり方についても研究されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。